

# 日本糖尿病協会登録歯科医制度規程

## 1. (目的)

日本糖尿病協会登録歯科医は、糖尿病と歯周病に関する正確な情報知識を有するため研鑽を積み、日本糖尿病協会登録医・療養指導医（以下「登録医・療養指導医」という。）と連携し糖尿病及び歯周病の罹患者の疾病改善に務め、日本糖尿病協会の活動を支援する。

## 2. (名称)

日本糖尿病協会登録歯科医（以下「登録歯科医」と総称する。）とする。

## 3. (登録条件)

日本糖尿病協会及び日本歯科医師会の会員であること。ただし、日本歯科医師会第6種会員については、除くものとする。

## 4. (登録)

- 1) 登録しようとする者は、登録歯科医申請書に登録料を添えて日本糖尿病協会へ提出し、認定研修を修了しなければならない。
- 2) 認定研修を修了した者には、登録歯科医証を付与する。なお、その有効期間は登録日が属する年度を含めて5年度内とする。事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 5. (更新)

登録日もしくは更新日より5年度内に下記の要件を満たしている場合、登録歯科医を継続できる。

- 1) 登録医・療養指導医と連携し、歯周病・糖尿病の予防・治療に努めていること。
- 2) 期間中継続して、登録歯科医として活動していること。
- 3) 医学知識向上のために、下記の研修を合計20単位以上修了していること
  - 一 日本糖尿病協会eラーニング（1コンテンツにつき、1単位）
  - 二 日本糖尿病協会が認めた次の糖尿病関連の学会・研究会・講習会の受講（受講1回につき、4単位）。
    - ①日本糖尿病協会療養指導医取得のための講習会
    - ②登録歯科医のための講習会
    - ③糖尿病と歯周病に関する日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会
    - ④都道府県歯科医師会等が開催する糖尿病と歯周病に関する講習会
    - ⑤日本糖尿病療養指導学会・日本糖尿病学会年次学術集会ならびに地方会・日本歯科医学会総会・日本歯周病学会学術大会
  - 三 日本糖尿病協会が発行するDM Ensembleの購読（4単位）。

## 6. (会費)

- 1) 日本糖尿病協会の会費は年度ごとの納入とし、総額3,500円（さかえ送料〔消費税込〕含む）とする。
- 2) 会費を5年度分前納する場合、5年度分総額12,500円（さかえ送料〔消費税込〕含む）とする。ただし、5年度分の前納は、登録時または更新時のみとする。

## 7. (登録料及び更新料)

- 1) 登録料は12,000円（消費税込）とする。
- 2) 更新料は3,000円（消費税込）とする。

## 8. (退会)

- 1) 更新月より6ヶ月を経過しても更新料及び会費の支払いがなかったときは自動的に退会したものとみなす。
- 2) 期間の途中で退会した場合、既納の登録料及び更新料、会費は返還しないものとする。

## 9. (規程の改廃)

この規程を変更し、または廃止しようとするときは、日本歯科医師会と事前に協議の上、日本糖尿病協会の理事会の承認を経なければならない。

### 附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 改定附則

本改定は、平成20年6月1日から施行する。

#### 改定附則

本改定は、平成25年10月12日から施行する。

#### 改定附則

本改定は、平成30年4月1日より施行する。

#### 改定附則

本改定は、令和2年4月1日より施行する。